

① 平成 29 年第 3 回臨時会

(11 月 24 日招集)

町議会会議録

益城町議会

平成29年11月第3回益城町議会臨時会会議録

1. 平成29年11月24日午前10時00分招集
2. 平成29年11月24日午前10時00分開会
3. 平成29年11月24日午前10時26分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程
 - 日程第1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 議案第78号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第14号 平成29年度益城町一般会計補正予算（第4号）
 - 日程第4 議案第79号 平成29年度益城町一般会計補正予算（第5号）
 - 日程第5 議案第80号 町道の路線廃止について
 - 日程第6 議案第81号 町道の路線認定について
 - 日程第7 議案第83号 公有財産の取得について
 - 日程第8 議案第84号 公有財産の取得について
 - 日程第9 議案第85号 物品の購入について

7. 出席議員（17名）

1番 上村幸輝君	2番 下田利久雄君	3番 冨田徳弘君
4番 松本昭一君	5番 榮正敏君	6番 中川公則君
7番 吉村建文君	8番 野田祐士君	9番 宮崎金次君
10番 坂本貢君	11番 寺本英孝君	12番 坂田みはる君
14番 中村健二君	15番 竹上公也君	16番 渡辺誠男君
17番 荒牧昭博君	18番 稲田忠則君	

8. 欠席議員（1名）

13番 石田秀敏君

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 堀部博之

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長 西村博則君	副町長 向井康彦君
教育長 酒井博範君	政策審議監 永田清道君

会計管理者	高 森 修 自 君	総 務 課 長	中 桐 智 昭 君
企画財政課長	藤 岡 卓 雄 君	生活再建支援課長	姫 野 幸 徳 君
税 務 課 長	緒 方 潔 君	住民保険課長	森 部 博 美 君
こども未来課長	坂 本 祐 二 君	健康づくり推進課長	後 藤 奈 保 子 君
福 祉 課 長	木 下 宗 徳 君	福祉課審議員	深 江 健 一 君
産業振興課長	森 本 光 博 君	復旧事業課長	坂 本 忠 一 君
復旧事業課審議員	増 田 充 浩 君	都市建設課長	西 口 博 文 君
復興整備課長	杉 浦 信 正 君	危機管理課長	金 原 雅 紀 君
学校教育課長	福 岡 廣 徳 君	生涯学習課長	安 田 弘 人 君
環境衛生課長	河 内 正 明 君	水 道 課 長	荒 木 栄 一 君
下水道課長	水 上 眞 一 君		

開会・開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。平成29年第3回益城町議会臨時会が招集されましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい中に御出席いただきましてありがとうございます。なお、13番石田秀敏議員から欠席する旨の届け出がっております。

議員定数18名、出席議員17名です。

これより、平成29年第3回益城町議会臨時会を開会します。

まず、閉会中における諸般の報告を行います。

議案第82号「町道の路線認定について」は、町長から撤回の申し出があり、議長はこれを許可しました。したがって、議案第82号は欠番になります。

それでは、日程に従い会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（稲田忠則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、7番吉村建文議員、17番荒牧昭博議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（稲田忠則君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定しました。

日程第3 議案第78号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第14号 平成29年度益城町一般会計補正予算（第4号）

○議長（稲田忠則君） 日程第3、議案第78号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第14号「平成29年度益城町一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 皆さんおはようございます。本日ここに平成29年第3回益城町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、傍聴席においては、朝早くからおいでいただきまして心から感謝申し上げます。

さて、本日提案します議案は、補正予算が専決処分を含む2件、町道の路線廃止及び認定について2件、公有財産取得について2件、物品売買契約の締結について1件、計7件を提案しております。

それでは早速、説明させていただきます。

議案第78号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した次の事件について、同法第3項の規定により別紙のとおり報告し、承認を求める。

専決第14号、平成29年度益城町一般会計補正予算（第4号）。

平成29年11月24日提出。益城町長、西村博則。

1ページをお開きください。歳入歳出それぞれ1,498万6,000円を増額し、総額を438億6,961万9,000円とする歳入歳出予算の補正を平成29年9月28日に専決処分しています。

7ページをお開きください。今回の補正は、9月28日に開催をされ、10月10日公示、10月22日投票で執行された衆議院議員総選挙に伴うもので、投開票時の時間外勤務手当、入場券送付用通信運搬費、選挙ポスター掲示場設置費などの歳出予算、歳入予算で、財源は全て県支出金となっています。

以上が、議案第78号です。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第78号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第14号、平成29年度益城町一般会計補正予算（第4号）の提案理由説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の討論を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第78号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第14号「平成29年度益城町一般会計補正予算（第4号）」を採決します。

この採決は起立によって行います。

原案に賛成の方は起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員であります。よって、議案第78号「専決処分報告並びにその承認を求めることについて」、専決第14号「平成29年度益城町一般会計補正予算(第4号)」は、原案のとおり承認されました。

日程第4 議案第79号 平成29年度益城町一般会計補正予算(第5号)

○議長(稲田忠則君) 日程第4、議案第79号「平成29年度益城町一般会計補正予算(第5号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村博則君) 議案第79号、平成29年度益城町一般会計補正予算(第5号)。

1ページをお開きください。歳入歳出それぞれ10億1,570万円を増額し、総額を448億8,531万9,000円とするものです。

8ページをお開きください。第5号補正は災害公営住宅関連で、災害公営住宅用地購入費は当初予算で計上していた馬水、安永地区分の用地購入費の単価上昇や購入面積の拡大により不足分の補正。また、災害公営住宅購入費は、福田、砥川、津森、各10戸の合計30戸分の購入費を補正しています。

歳入で、財源は災害公営住宅購入費の4分の3が国庫支出金、残りの4分の1及び災害公営住宅用地購入費が地方債、10万円未満の端数が一般財源となっています。

以上が議案第79号です。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長(稲田忠則君) 議案第79号、平成29年度益城町一般会計補正予算(第5号)の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

14番中村健二議員。

○14番(中村健二君) 14番中村です。

単純なことですけれども、ここの7ページ、8ページのところの町債に災害公営住宅建設事業債4億5,320万ですか。これは宅地購入費も含まれての購入費がこれだと思っておりますが、この町債に対して交付税措置というのはあるのかないのか。多分なかるうと思っておりますけど、その辺と、それと宅地購入費については全額町負担なのか、その辺ちょっとお伺いします。

○議長(稲田忠則君) 杉浦復興整備課長。

○復興整備課長(杉浦信正君) おはようございます。復興整備課長の杉浦でございます。

14番中村議員の御質問にお答えします。

町債について、これについてはですね、交付税措置があるかないかの分につきましては、ございません。これは全額単独分の一応なります。と言いますのが、公営住宅の場合は家賃が一応入ってくるので、それで運用できるということで、交付税措置はないということでございます。

失礼しました。土地の購入費分についても同じでございます。交付税措置はございません。

(「ない」と呼ぶ者あり)

はい。

(「全部家賃で出す」と呼ぶ者あり)

全部。家賃のほうで全部やりなさいということです。

○議長(稲田忠則君) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の討論を許します。討論はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 討論なしと認めます。

これより議案第79号「平成29年度益城町一般会計補正予算(第5号)」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

原案に賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 全員起立であります。よって、議案第79号「平成29年度益城町一般会計補正予算(第5号)」は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第80号 町道の路線廃止について

○議長(稲田忠則君) 日程第5、議案第80号「町道の路線廃止について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村博則君) 議案第80号、町道の路線廃止について御説明いたします。

今回、町道の路線廃止をするのは、路線番号18の東無田線です。起点を島田字杉ノ下75番地先、県道小池竜田線、終点を島田字東無田屋敷376番地先、町道榎島東無田線とした、延長584メートルの東無田集落内を通る町道です。

今回、廃止をします理由としましては、木山川の災害復旧工事に際し、東無田橋から下流左岸の堤防道路であります高速道東線が工事期間中通行できなくなるため、その迂回路として、堤防南側の水田に仮設道路を県において整備することになりました。これに伴いまして、新たに県道小池竜田線に接続する交差点が発生することで、熊本県警との協議におきまして、通行車両の安全確保のためにも、町道東無田線の起点を東側へ移設するよう指示を受け、これまでの町道東無田線の起点を変更とすることとなるため、路線の廃止を行うものです。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(稲田忠則君) 議案第80号、町道の路線廃止についての提案理由説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の討論を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第80号「町道の路線廃止について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

原案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。よって、議案第80号「町道の路線廃止について」は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第81号 町道の路線認定について

○議長（稲田忠則君） 日程第6、議案第81号「町道の路線認定について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第81号、町道の路線認定について御説明いたします。

町道の路線認定をするのは、路線番号409の新東無田線です。起点を島田字杉ノ下74番3地先、県道小池竜田線、終点を島田字東無田屋敷376番地先、町道榎島東無田線とした、延長581メートルの道路です。議案第80号で説明しました廃止する東無田線の起点の変更に伴い、今回、路線認定するものです。

なお、木山川の災害復旧工事竣工後には改めて、今回同様、路線の廃止、認定を行うこととなります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第81号、町道の路線認定についての提案理由説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の討論を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第81号「町道の路線認定について」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

原案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 全員起立であります。よって、議案第81号「町道の路線認定について」

は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第83号 公有財産の取得について

○議長（稲田忠則君） 日程第7、議案第83号「公有財産の取得について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第83号、公有財産の取得について御説明を申し上げます。

本議案は、馬水地区の災害公営住宅整備事業に伴い、災害公営住宅用地を取得するもので、取得の予定価格は1億4,605万2,300円です。

場所につきましては、馬水地区、馬水北のましき野団地の西側で、町道ましき野線の北側に面した土地です。

内容につきましては、議案に記載しておりますとおりで、所在地は益城町大字馬水字外豊地内の10筆、面積は1万1,971.5平米です。

取得の相手方は、上益城郡益城町大字馬水459番地、秋月博實ほか6人となっています。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 議案第83号、公有財産の取得についての提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の討論を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第83号「公有財産の取得について」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

原案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 全員起立であります。よって、議案第83号「公有財産の取得について」は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第84号 公有財産の取得について

○議長（稲田忠則君） 日程第8、議案第84号「公有財産の取得について」を議題といたします。

本案は、9番宮崎金次議員の一身上に関する事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定により除斥に該当しますので、宮崎議員の退場を求めます。

（宮崎議員退席）

○議長（稲田忠則君） 提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第84号、公有財産の取得について御説明を申し上げます。

本議案は、安永地区の災害公営住宅整備事業に伴い、災害公営住宅用地を取得するもので、取得の予定価格は1億6,967万9,200円です。

場所につきましては、安永地区3町内の益城霊園の東側と安永火迫線西側の間の土地です。

内容につきましては、議案に記載しておりますとおりで、所在地は益城町大字安永字八反島地内の11筆で、面積は1万4,450平米です。

取得の相手方は、上益城郡益城町大字安永787番地、徳島芳子ほか6人となっています。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） これより質疑を許します。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の討論を許します。討論はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第84号「公有財産の取得について」を採決します。

この採決は起立によって行われます。

原案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。よって、議案第84号「公有財産の取得について」は原案のとおり可決されました。

宮崎金次議員の入場を求めます。

（宮崎議員入場）

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員に通告します。議案第84号「公有財産の取得について」は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第85号 物品の購入について

○議長（稲田忠則君） 日程第9、議案第85号「物品の購入について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第85号、物品売買契約の締結について御説明をいたします。

益城町学校給食センターの物品の購入につきましては、指名競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

学校給食センターを再建し、平成31年4月に供用を開始するために必要な備品として購入するものです。

主な備品内容としまして、厨房機器一式、什器備品一式、防災備品一式などがございます。

契約金額は5億976万円で、契約の相手方は熊本市東区尾ノ上1丁目44番19号、株式会社熊本アイホーでございます。

参考資料として、入札の結果、厨房機器、什器備品、防災備品の物品一覧、仮契約書の写しを添付しております。入札の結果は、件名が益城町学校給食センター厨房機器及び什器備品と表示されているものです。また、買い入れる厨房機器、什器備品、防災備品について、議案では、一式と表示させていただいております。全ての備品を表示すると20ページを超えますので、部門ごとにまとめたものを参考資料として添付させていただいております。物品一覧と表示してある資料でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第85号、物品の購入についての提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 14番中村です。一点だけちょっとお伺いします。

買い入れ価格5億976万円ですかね。これ、落札価格がこれでしょうけども、予定価格はなかったんですかね。幾らだったのかな、予定価格は。教えてもらえますか。

○議長（稲田忠則君） 福岡学校教育課長。

○学校教育課長（福岡廣徳君） 学校教育課長の福岡でございます。よろしくお願いいたします。

物品の購入でございますので予定価格というものは存在しませんが、一応の参考、目安としましては、5億3,200万円を予定しておりました。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の討論を許します。討論はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第85号「物品の購入について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

原案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。よって、議案第85号「物品の購入について」は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に提案されました案件は議了されました。

御協力いただき、まことにありがとうございました。

これで、平成29年第3回益城町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時26分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

益城町議会議長

署名議員

署名議員